

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

1 条例の目的

土砂は健全であれば有益である一方、有害物質の混入があれば生活環境に影響を及ぼします。この条例は、町内における土砂等の埋立て等について、町、事業者、土砂等を発生させる者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、自然環境及び住民の生活環境を保全することを目的とします。

2 用語の定義（第2条関係）

この条例における用語の定義は、次のとおりです。

土砂等	土砂及びこれに混入し、又は付着した物
特定事業	土砂等による土地の埋立て、整地又は盛土を行う事業をいう
一時堆積特定事業	特定事業であって、他の場所への搬出を目的として土砂等を堆積するものをいう
事業区域	特定事業に供する区域をいう
事業者	特定事業を行う者をいう
土地所有者	特定事業に係る土地の所有者をいう

3 適用事業の範囲（第3条関係）

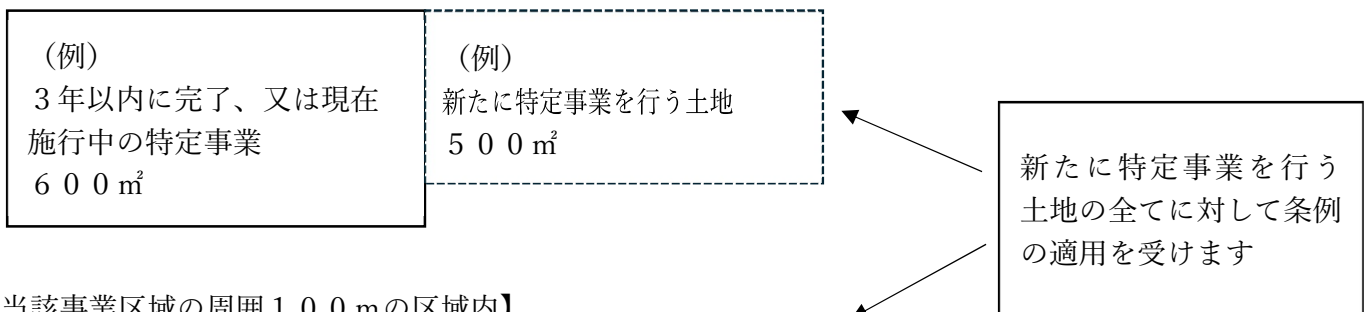
この条例を適用する特定事業の範囲は、次のとおりです。

(1) 事業区域の面積が1,000㎡以上の場合は申請が必要になります。

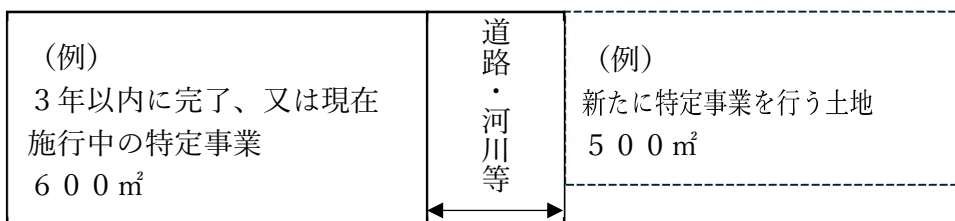


(2) 事業区域の面積が1,000㎡未満の特定事業であっても、当該事業区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲100mの区域内において、同一の事業者が当該特定事業に関する事業を開始しようとする日前3年以内に特定事業を完了し、又は施行中の場合においては、当該事業区域と既に完了し、又は施行中の特定事業に供する区域の面積を合算して1,000㎡以上になる場合も申請が必要になります。

【隣接する区域の例】



【当該事業区域の周囲100mの区域内】



100m以内

4 適用除外となる特定事業（第3条関係）

次に掲げる特定事業については、適用除外となります。

・国、地方公共団体その他規則で定める者が行う特定事業

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
- (2) 土地改良法の規定により認可された土地改良区及び土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法の規定により成立した地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法の規定により成立した地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法に規定する国立大学法人
- (9) 地方独立行政法人法に規定する地方独立行政法人
- (10) その他町長が認めるもの

・他の法令の規定による許可等を受けて行う特定事業

- (1) 公有水面埋立法の規定による免許を要する行為
- (2) 建築基準法の規定による確認又は同法の規定による許可を要する行為
- (3) 文化財保護法の規定による許可を要する行為
- (4) 鉱業法の規定による許可を要する行為
- (5) 道路法の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- (6) 都市計画法の規定による許可を要する行為
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は同法の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う行為

・その他規則で定める特定事業

- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる農地改良に係る事業
- (2) 災害のために必要な応急措置として行う事業
- (3) 運動場、資材置場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業
- (4) 施工前における地盤高の最も低い地点と施工後における地盤高の最も高い地点との高低差が30センチメートル以下の凹凸を解消するための事業
- (5) 採石法、砂利採取法、その他の法令等に基づく許可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために行う事業
- (6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積を行う事業
- (7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う事業

5 関係者の責務（第4条～第7条関係）

町、事業者、土砂等を発生させる者、土地所有者の責務は、次のとおりです。

(1) 町

- ・町内における特定事業の状況を把握し、不適正な特定事業が行われることのないよう監視に努めなければならない。

(2) 事業者

- ・特定事業を行うときは、当該事業区域の周囲100メートルの範囲内の土地に現に居住する住民の理解を得るよう努めなければならない。
- ・土壌の汚染を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ・特定事業に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

- ・特定事業を行う場合は、基準に適合しない土砂等を使用してはならない。
- ・特定事業の実施に際し、通行、近隣の土地の利用及び公道の構造に支障が生じないように配慮しなければならない。
- ・特定事業が完了した後において、土壌の汚染、廃棄物の混入等が認められる場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

(3) 土砂等を発生させる者

- ・土砂等の発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進及び不適切な特定事業が行われることのないよう適切な処理に努めなければならない。
- ・特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。

(4) 土地所有者

- ・当該所有する土地において、不適正な特定事業が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。
- ・事業区域内において、事業者が行う特定事業による土壌を汚染するおそれがないことを確認しなければならない。
- ・土壌を汚染するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対して当該土地を提供してはならない。
- ・事業者が、土壌の汚染の発生を未然に防止するために必要な措置を講じないときは、当該事業者に代わりその措置を講じなければならない。
- ・特定事業の実施に際し、通行、近隣の土地利用及び公道の構造に支障が生じないように配慮しなければならない。
- ・特定事業が完了した後において、土壌の汚染、廃棄物の混入等が認められる場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

6 許可基準（第8条～第10条関係）

許可基準は、次のとおりです。

- ・特定事業に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していること。
- ・特定事業に伴う生活環境の保全のために必要な措置に関する基準を満たしていること。（条例施行規則で定める別表）
- ・特定事業に用いる土砂等が発生した場所が特定されていること。
- ・事業区域の土地所有者及び当該土地に関して地上権、地役権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者の同意を得ていること。
- ・許可の取消しを受けた場合については、取消しを受けた日から3年を経過していること。
- ・幸田町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- ・隣接地権者等及び周辺住民等に対し、事業区域の特定事業の計画について説明会を開催していること。
- ・2年以内に完了する事業計画であること。（一時堆積特定事業の場合は5年以内）

7 罰則（第31条～第35条関係）

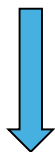
罰則は、次のとおりです。

- ・命令に違反した者、名義貸しを行った者及び立入検査で妨害その他の行為をしたものは、拘禁刑又は罰金刑に処する。
- ・法人に関しても罰金刑を科する。
- ・一定の命令に違反した者は、過料に処する。

8 事業の手続きについて（流れ）

○事業を開始する前に行うこと。

①事前打ち合わせ



許可の申請前に・・・

- 1 土地所有者等の同意が必要です
- 2 隣接地権者等及び周辺住民等に対する説明会の開催が必要です

②許可の申請（申請書等の提出） ※審査には1か月程度必要になります。

【必要書類】

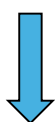
申請書：特定事業許可申請書（様式第1号）

※一時堆積特定事業については様式第11号

添付書類：『幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則』の第6条および第7条『添付書類チェックシート』をご参照ください。

○事業の許可がおりたら行うこと。

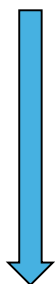
①事業着手前



着手7日前まで ⇒ 特定事業・一時堆積特定事業着手届出書（様式第19号）の提出

着手日まで ⇒ 幸田町における土砂等の特定事業に関する標識（様式第20号）の掲示
施工管理者の設置

②事業着手



事業期間中

- ・ 土壌調査試料採取報告書（様式第8号）及び地質分析結果証明書（様式第9号）
※職員立会の上、事業着手から3か月ごとに土壌の調査をし、結果を報告
- ・ 幸田町土砂等管理台帳（様式第24号）の記録

③完了・廃止・休止

事業の完了、廃止、休止の届出（14日以内）

詳細は、条例又は条例施行規則をご確認ください。

【お問い合わせ先：幸田町環境経済部環境課 TEL0564-63-5146】